

令和2年12月

制度参加会社各位

一般社団法人 日本建設機械工業会

建機工認定移動式クレーン定期自主検査者制度

2020年期限検査者の資格有効期間延長特別措置について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は、当工業会活動に格段のご高配を賜り誠に有難く厚く御礼申し上げます。

さて、建機工認定移動式クレーン定期自主検査者制度について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、2020年期限検査者の更新講習の実施が滞っていることから、特別措置として検査者資格の有効期間を3ヶ月延長することを決定いたしました。2020年12月31日期限の検査者については、未更新の場合でも2021年3月31日まで検査可能となります。

なお、検査者規程第11条1項(1)に定める検査者資格を喪失した者の再認定期間については変更ございません。規程通り、資格喪失後6ヶ月以内に更新講習を受講いただくようご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

皆様におかれましては、事情ご賢察賜りたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

皆様のご健勝と新型コロナウイルスの早期終息を心よりお祈り申し上げます。

敬具

本件問い合わせ先
業務部 木村 由紀菜
TEL: 03-5405-2288
Mail: y_kimura@cema.or.jp